

送迎方法の確認届

保護者以外の方が送迎される場合、また、児童のみで降室する場合にはこの確認届の提出が必要です。

【注意事項】

- ① 児童の安全を重視し、児童のみの登室・降室は原則として認めておりません。
やむを得ず児童のみで降室する場合や、未成年の方がお迎えに来る場合は暗くなる前（防災無線から音楽が流れる前）に降室させてください。
また、保護者の方が午後6時半から午後7時までにお迎えができる場合は、延長保育をご利用ください。
- ② 児童の習い事等により一度降室した場合、原則再登室はできません。
また、習い事等に児童を送り出す時間は、支援員が責任を持つことはできません。
- ③ 「送迎できない期間」に変更があった際は、「住所等変更届出書」を届け出てください。

届出日	令和 年 月 日
学童・児童名及び学年	学童名： 児童名： ^{ふりがな} 学年： 年
保護者名	
登室方法	<input type="checkbox"/> 代理者と登室 ※児童のみの登室は認めていません。 代理者氏名： _____ 児童との関係： _____ 連絡先： _____ ※必ず学童保護者証を着用してお越してください。
降室方法	<input type="checkbox"/> 代理者と降室・ <input type="checkbox"/> 児童のみ 代理者氏名： _____ 児童との関係： _____ 連絡先： _____ ※必ず学童保護者証を着用してお越してください。
送迎できない期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
送迎できない理由	<input type="checkbox"/> 習い事 場所： 曜日：月・火・水・木・金・土 手段： ※放課後デイサービスを利用する場合の特記事項は下記へ <input type="checkbox"/> 保護者によるお迎えが午後7時に間に合わない <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
児童のみで降室する目安時間	降室： _____ 時 _____ 分 ※児童からの申し出による早退の許可はしておりません。 必ず保護者の方が学童保育室にご連絡ください。